



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和8年2月3日

iMAR!

指名停止の実施について（通知）

下記のとおり期間を定め指名停止を実施しますので通知します。

記

1. 指名停止対象業者

株式会社トーニチコンサルタント 代表取締役 横井 輝明
(東京都渋谷区本町1-13-3)

2. 指名停止の期間

令和8年2月4日～令和8年4月17日（2.5か月）

3. 指名停止の理由

対象業者は、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けた。なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。

4. 該当条項及び指名停止期間

- (1) 「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止期間は、（短期）4か月以上（長期）12か月以内の範囲内で措置する。
- (2) 「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準」第3条第1項により、最短の4か月とする。
- (3) 「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準」第4条第2項第3号に該当するため、4か月に1か月を加算し、5か月とする。
- (4) 「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第5条第2項により、期間を1/2に短縮し2.5か月とする。

5. 発注実績

令和5年度 実績なし
令和6年度 実績なし

問合先

総務部 契約監理課

担当 園田

TEL: 0955-23-2176

いまりで、決まり!